

# 新規上場申請のための四半期報告書

(第16期第1四半期)

自 2022年1月1日

至 2022年3月31日

株式会社アイズ

# 目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
第2 事業の状況	3
1 事業等のリスク	3
2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	3
3 経営上の重要な契約等	4
第3 提出会社の状況	5
1 株式等の状況	5
(1) 株式の総数等	5
(2) 新株予約権等の状況	5
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	5
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	5
(5) 大株主の状況	5
(6) 議決権の状況	6
2 役員の状況	6
第4 経理の状況	7
1 四半期財務諸表	8
(1) 四半期貸借対照表	8
(2) 四半期損益計算書	10
第1 四半期累計期間	10
2 その他	14
第二部 提出会社の保証会社等の情報	15

[四半期レビュー報告書]

## 【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための四半期報告書
【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 山道 裕己 殿
【提出日】	2022年11月17日
【四半期会計期間】	第16期第1四半期（自 2022年1月1日 至 2022年3月31日）
【会社名】	株式会社アイズ
【英訳名】	EYEZ, INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 福島 範幸
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区渋谷三丁目12番22号
【電話番号】	03-6419-8505（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 管理部門長 今村 武史
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区渋谷三丁目12番22号
【電話番号】	03-6419-8505（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 管理部門長 今村 武史

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第16期 第1四半期累計期間	第15期
会計期間	自 2022年1月1日 至 2022年3月31日	自 2021年1月1日 至 2021年12月31日
売上高 (千円)	220,198	605,424
経常利益 (千円)	65,931	75,506
四半期(当期)純利益 (千円)	43,556	47,414
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—
資本金 (千円)	8,000	8,000
発行済株式総数 (株)	800,000	800,000
純資産額 (千円)	134,422	90,866
総資産額 (千円)	532,829	468,985
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	54.45	59.27
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	25.2	19.4

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、当社は潜在株式が存在するものの、当社株式は非上場株式であり、期中平均株価を把握できないため記載しておりません。
4. 1株当たり配当額については、配当を実施していないため、記載しておりません。
5. 当社は、第15期第1四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、第15期第1四半期累計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
6. 第16期第1四半期会計期間及び第1四半期累計期間の四半期財務諸表並びに第15期事業年度の財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、仰星監査法人による四半期レビュー及び監査を受けております。
7. 当社は、2021年4月16日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行いました。第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期(当期)純利益を算定しております。

## 2 【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

### 2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。なお、当社は、前第1四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、前年同四半期累計期間との比較分析は行っておりません。

#### (1) 財政状態の状況

##### (資産)

当第1四半期会計期間末における資産合計は532,829千円となり、前事業年度末に比べ63,844千円増加いたしました。これは主に売掛金が56,007千円増加したことによるものです。

##### (負債)

当第1四半期会計期間末における負債合計は398,407千円となり、前事業年度末に比べ20,288千円増加いたしました。これは主に買掛金31,856千円の増加に対し、未払金12,440千円が減少したことによるものです。

##### (純資産)

当第1四半期会計期間末における純資産合計は134,422千円となり、前事業年度末に比べ43,556千円増加いたしました。これは四半期純利益43,556千円の計上によるものです。

#### (2) 経営成績の状況

当第1四半期累計期間における日本経済は、新型コロナウイルス感染症対策としてワクチン接種の対象が拡大され、政府、自治体による緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置は2022年3月21日を以てすべて解除となりましたが、オミクロン株による感染拡大リスクは続いており、原油価格や原材料価格の上昇が及ぼす企業業績や個人消費への影響、ウクライナ情勢など、経済の先行きは不透明な状況が続いております。

一方で、当社が展開するサービスを取り巻く環境は、オフラインでのマーケティング活動が制限されたこと等により、企業のマーケティング活動のデジタルシフトが加速しており、広告・マーケティングサービスに特化した見込み顧客獲得サービス「メディアレーダー」およびソーシャルメディアの利用者を自社会員組織としたマーケティング支援サービス「トラミー」の需要は引続き拡大傾向に有り、堅調な成長を続けております。

サービス別の主な取り組みについては下記の通りとなります。

##### (メディアレーダー)

メディアレーダーにおいては、資料ダウンロードによる売上の拡大およびオンラインセミナーイベントの開催による売上の拡大を目的とした対策を実施してまいりました。

その結果、資料ダウンロードによる売上72,147千円（前年比+20,958千円）、オンラインセミナーイベントによる売上11,123千円（前年比+6,166千円）となりました。

##### (トラミー)

トラミーにおいては、案件数の増加を目的とした既存顧客および新規顧客への営業活動、会員の案件応募件数増加を目的とした新規会員獲得を実施しております。また、顧問弁護士監修のもと、独自の関連法令チェックツールの開発を行い、通常の投稿内容の審査に加えて、関連法令に対する審査が行える体制を整備いたしました。その結果、案件数は225件（前年比+46件）、既存案件数は203件（前年比+37件）、会員の案件応募件数は105,728件（前年比+20,010件）となりました。

これらの結果、当第1四半期累計期間の経営成績は、売上高220,198千円、営業利益66,257千円、経常利益65,931千円、四半期純利益は43,556千円となりました。

なお、当社はプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載は省略しております。

#### (3) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	3,200,000
計	3,200,000

###### ②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (2022年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2022年9月8日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	800,000	800,000	非上場	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	800,000	800,000	—	—

##### (2)【新株予約権等の状況】

###### ①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

###### ②【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
2022年1月1日～ 2022年3月31日	—	800,000	—	8,000	—	—

##### (5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2022年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 800,000	800,000	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。単元株制度は採用しておりません。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	800,000	—	—
総株主の議決権	—	800,000	—

(注) 2022年9月2日開催の臨時株主総会決議により、2022年9月2日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。これに伴い、提出日現在において、完全議決権株式(その他)の議決権の数は8,000個、総株主の議決権の数は8,000個となっております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4【経理の状況】

### 1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（2007年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、第1四半期会計期間（2022年1月1日から2022年3月31日まで）及び第1四半期累計期間（2022年1月1日から2022年3月31日まで）に係る四半期財務諸表について、仰星監査法人による四半期レビューを受けております。

### 3. 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

### 4. 最初に提出する四半期報告書の記載上の特例

当新規上場申請のための四半期報告書は、「企業内容等開示ガイドライン24の4の7-6」の規定に準じて前年同四半期との対比は行っておりません。

## 1 【四半期財務諸表】

## (1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年12月31日)	当第1四半期会計期間 (2022年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	245,858	248,393
受取手形	1,056	4,645
売掛金	119,011	175,018
仕掛品	2,406	2,497
貯蔵品	32	16
前払費用	13,945	15,191
立替金	4,499	5,962
未収消費税等	657	657
未収還付法人税等	8,195	8,195
その他	2,822	2,087
貸倒引当金	△1,788	△2,265
流動資産合計	396,697	460,399
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	21,039	21,039
減価償却累計額	△939	△1,292
建物附属設備（純額）	20,100	19,747
工具、器具及び備品	6,892	6,892
減価償却累計額	△1,332	△1,735
工具、器具及び備品（純額）	5,560	5,156
有形固定資産合計	25,660	24,904
無形固定資産		
商標権	958	933
ソフトウェア	950	832
無形固定資産合計	1,909	1,765
投資その他の資産		
長期前払費用	1,320	1,278
長期預金	※1 1,000	※1 1,000
敷金	37,835	37,835
繰延税金資産	4,562	5,645
投資その他の資産合計	44,718	45,759
固定資産合計	72,287	72,429
資産合計	468,985	532,829

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年12月31日)	当第1四半期会計期間 (2022年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	88,948	120,805
未払金	50,484	38,043
未払費用	7,997	3,831
1年内返済予定の長期借入金	21,060	22,340
前受金	6,759	4,610
預り金	3,619	722
未払法人税等	14,822	25,152
未払消費税等	16,961	19,602
賞与引当金	—	3,213
その他	—	1
流動負債合計	210,653	238,323
固定負債		
長期借入金	159,006	151,619
資産除去債務	8,459	8,464
固定負債合計	167,465	160,083
負債合計	378,118	398,407
純資産の部		
株主資本		
資本金	8,000	8,000
利益剰余金	82,866	126,422
株主資本合計	90,866	134,422
純資産合計	90,866	134,422
負債純資産合計	468,985	532,829

(2) 【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年3月31日)
売上高	220,198
売上原価	23,276
売上総利益	196,922
販売費及び一般管理費	130,664
営業利益	66,257
営業外収益	
受取利息	1
ポイント失効戻入益	3
雑収入	4
営業外収益合計	9
営業外費用	
支払利息	335
営業外費用合計	335
経常利益	65,931
税引前四半期純利益	65,931
法人税、住民税及び事業税	23,457
法人税等調整額	△1,082
法人税等合計	22,374
四半期純利益	43,556

【注記事項】

(会計方針の変更)

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。)等を当第1四半期会計期間の期首から適用しております。これによる四半期財務諸表に与える影響はありません。

2. 時価の算定に関する会計基準の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。)等を当第1四半期会計期間の期首から適用しております。これによる四半期財務諸表に与える影響はありません。

(会計上の見積りの変更)

該当事項はありません。

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

該当事項はありません。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の拡大による影響について)

新型コロナウイルス感染拡大による会計上の見積りに与える影響につきましては、新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)の(追加情報)「新型コロナウイルス感染症の拡大による影響について」に記載した内容から重要な変更はありません。

(四半期貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年12月31日)	当第1四半期会計期間 (2022年3月31日)
長期預金	1,000千円	1,000千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費は、次のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年3月31日)
減価償却費	905千円

(株主資本等関係)

当第1四半期累計期間（自 2022年1月1日 至 2022年3月31日）

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(持分法損益等)

当社は関連会社を有していないため、該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

**【セグメント情報】**

当第1四半期累計期間（自 2022年1月1日 至 2022年3月31日）

当社は、プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年3月31日)
メディアリーダー	90,633
トラミー	114,270
その他	15,294
顧客との契約から生じる収益	220,198
外部顧客への売上高	220,198

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年3月31日)
1株当たり四半期純利益	54円45銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益(千円)	43,556
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	43,556
普通株式の期中平均株式数(株)	800,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、当社は潜在株式が存在するものの、当社株式は非上場株式であり、期中平均株価を把握できないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

株式会社アイズ  
取締役会 御中

仰星監査法人  
東京事務所  
指定社員  
業務執行社員  
公認会計士

宮島 章

指定社員  
業務執行社員  
公認会計士

三木 崇央

#### 監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイズの2022年1月1日から2022年12月31日までの第16期事業年度の第1四半期会計期間（2022年1月1日から2022年3月31日まで）及び第1四半期累計期間（2022年1月1日から2022年3月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アイズの2022年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

#### 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる

監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上